

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案のたたき台（1）

（前注1） 本部会資料においては，特に必要と思われる事項についてのみ，補足説明を記載している。

（前注2） 本部会資料において [] を付した部分は，当部会でこれまでに必ずしも具体的な案が示されていない事項について，考えられる案を仮に記載するものである。

目次

第1部 株主総会に関する規律の見直し	3
第1 株主総会資料の電子提供制度.....	3
1 定款の定め.....	3
2 電子提供措置.....	3
3 株主総会の招集の通知.....	4
(1) 発送期限.....	4
(2) 記載事項.....	4
4 株主総会参考書類等の交付又は提供等.....	4
(1) 会社法第301条第1項の特則等.....	5
(2) 書面交付請求.....	5
5 電子提供措置の中断.....	5
6 電子提供措置の調査.....	6
第2 株主提案権.....	8
1 提案することができる議案の数.....	8
2 内容による提案の制限.....	9
第2部 取締役等に関する規律の見直し	10
第1 取締役等への適切なインセンティブの付与.....	10
1 取締役の報酬等.....	10
(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針.....	11
(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め.....	11
(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任.....	11
(4) 株式報酬等.....	12
(5) 情報開示の充実.....	13
2 会社補償.....	13
3 役員等賠償責任保険契約.....	15
第2 社外取締役の活用等.....	17
1 社外取締役を置くことの義務付け.....	17

2	業務執行の社外取締役への委託.....	17
3	監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任.....	17

第1部 株主総会に関する規律の見直し

第1 株主総会資料の電子提供制度

1 定款の定め

- ① 株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類及び事業報告並びに同法第444条第6項の連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」という。）の交付又は提供に代えて、株主総会参考書類等に記載し、又は記録すべき事項に係る情報を電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（以下「電子提供措置」という。）を採る旨を定款で定めることができるものとする。

（注） 上記の電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置としては、電子公告の方法に準じて、会社法施行規則第222条第1項第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とすることが考えられる。

- ② 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）は、①による定款の定めがある株式会社の株式でなければ、取り扱うことができないものとする。
- ③ この試案に基づく改正法の施行日において振替株式を発行している株式会社は、施行日を効力発生日とする①の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

2 電子提供措置

- ① 1①による定款の定めがある場合には、取締役は、電子提供措置開始日から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間、次に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）に係る情報について継続して電子提供措置を採らなければならないものとする。

ア 会社法第298条第1項各号に掲げる事項

イ 会社法第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

（注） 会社法第299条第1項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置を採ることを要しないものとする。

ウ 会社法第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

エ 会社法第305条の規定による請求があった場合には、同条第1項の議案の要領

オ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

カ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合

において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項キアからカまでの事項について修正をすべき事情が生じた場合には、その旨及び修正後の事項

② ①における「電子提供措置開始日」については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日から4週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

【B案】 株主総会の日から3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

3 株主総会の招集の通知

(1) 発送期限

1 ①による定款の定めがある場合における株主総会の招集の通知の発送期限は、会社法第299条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日から4週間前まで

【B案】 株主総会の日から3週間前まで

【C案】 株主総会の日から2週間前まで

(2) 記載事項

1 ①による定款の定めがある場合には、会社法第299条第4項の規定にかかわらず、書面による株主総会の招集の通知には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

① 株主総会の日時及び場所

② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

③ 電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス

(注) 本文の事項のほか、書面による株主総会の招集の通知に記載しなければならない事項としては、例えば、次のものが考えられる。

ア 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限

イ 会社法第298条第1項第4号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限

ウ 株主総会の招集の決定において次に掲げる事項を定めたとき（定款に当該事項についての定めがあるときを除く。）は、その決定の内容

(ア) 代理人による議決権の行使に関する事項

(イ) 会社法第313条第2項の規定による通知の方法

4 株主総会参考書類等の交付又は提供等

(1) **会社法第301条第1項の特則等**

- ① 1①による定款の定めがある場合には、会社法第301条第1項、第302条第1項、第437条及び第444条第6項の規定にかかわらず、取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。
- ② 1①による定款の定めがある場合における会社法第305条第1項の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「電子提供措置事項に含めること」とするものとする。

(2) **書面交付請求**

- ① 1①による定款の定めがある場合には、株主は、株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面を交付することを請求することができるものとする。ただし、当該株式会社が当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該請求（以下「書面交付請求」という。）は、当該基準日までに行わなければならないものとする。

(注1) 株主は書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) 振替株式の株主が書面交付請求をするには、振替機関等を経由してしなければならないものとする。

- ② 株式会社は、株主総会の日の2週間前までに、書面交付請求をした株主に対し、①の書面を交付しなければならないものとする。

(注) ①の書面の交付については、会社法第126条第1項から第4項までを準用するものとする。

5 電子提供措置の中断

2①にかかわらず、電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。
- ③ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について、電子提供措置事項に含めて電子提供措置を採ったこと。

6 電子提供措置の調査

電子提供措置を採ろうとする株式会社は、電子提供措置期間中、電子提供措置事項に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとする。

(注) 調査機関については、電子公告調査機関に準じて、所要の規定を設けるものとする。

- (第1の後注1) 種類株主総会の株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付についても、同様の規律を設けるものとする。
- (第1の後注2) 開示用電子情報処理組織（EDINET）の利用の可否等については、なお検討する。
- (第1の後注3) 株主総会資料の電子提供制度の創設に伴い、例えば、次のア又はイのような見直しをするかどうかについては、なお検討する。
- ア 会社法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書を削除し、同法第299条第3項の承諾をした株主は、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとする。
- イ いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度（会社法施行規則第94条第1項、第2項、第133条第3項から第5項まで、会社計算規則第133条第4項から第6項まで、第134条第4項から第6項まで。以下、単に「みなし提供制度」という。）を廃止するものとする。

(第1の補足説明)

1 振替株式を発行する株式会社における電子提供措置の義務付け等（1②③）

当部会においては、株主にとっての分かりやすさや、インターネットを利用した株主への株主総会に関する情報の提供を促進するなどの観点から、上場会社等の一定の株式会社については、電子提供措置を採ることを義務付けるべきであるという指摘がされている。そのような指摘があることや、振替株式の株主が書面交付請求をするには振替機関等を経由してしなければならないものとしていること（4(2)①の（注2））などを踏まえ、本中間試案のたたき台においては、1②のとおり、振替機関は、1①による定款の定めがある株式会社の株式でなければ、取り扱うことができないものとすることにより、振替株式を発行する株式会社において電子提供措置を採ることを義務付けるものとしている。

ただし、このように振替株式を発行する株式会社において電子提供措置を採ることを義務付けることに対しては、これらの株式会社において1①の定款の定めを設ける定款の変更の決議をすることまでを義務付けることは過重な負担を強いるものであるという指摘もされている。そこで、本中間試案のたたき台においては、1③のとおり、この試案に基づく改正法の施行日において振替株式を発行している株式会社は、施行日を効力発生日とする1①の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとしている。

2 電子提供措置開始日（2②）、株主総会の招集の通知の発送期限（3(1)）等

当部会においては、現在の株主総会の実務には、株主が議決権を行使するための検討期間が限られているという問題があり、これを是正するための規律の見直しをすべきであるという指摘がされている。そして、株主総会資料の電子提供制度を利用し、株主総会参考書類等の交付又は提供に代えて、電子提供措置を採れば足りるものとするれば、株式会社は株主総会参考書類等の印刷や郵送をする必要がなくなることから、株主総会資料の電子提供制度においては、電子提供措置開始日及び株主総会の招集の通知の発送期限を、現行法の公開会社における株主総会の招集の通知の発送期限である株主総会の2週間前よりも前倒しすべきであるという指摘がされている。

他方で、書面交付請求があった場合には、電子提供措置事項を記載した書面の印刷及び郵送が必要となることや、どれくらいの数の株主が書面交付請求をすることになるのか予測が困難であることなどを理由に、株主総会の電子提供制度においても、電子提供措置開始日及び株主総会の招集の通知の発送期限を前倒しすることについては慎重に検討すべきであるという指摘もされている。

そこで、本中間試案のたたき台においては、上記の各指摘を踏まえて、次のとおりとしている。

- ① 電子提供措置開始日（2②）については、株主総会の日から4週間前の日又は株主総会の招集の通知を発送した日のいずれか早い日とするA案と、株主総会の日から3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発送した日のいずれか早い日とするB案の2案を掲げている。電子提供措置開始日については、株主総会の招集の通知を発送した日と同一の日とすることも考えられる（会社法制（企業統治等関係）部会資料|8 別紙2参照）。しかし、当部会において、仮に、電子提供措置開始日と株主総会の招集の通知の発送期限を共に前倒しすることが実務的に困難を伴うのであるならば、電子提供措置開始日だけでも前倒しすべきであるという指摘があったことなどから、上記の2案を掲げることとしている。なお、例えば、電子提供措置開始日についてA案による上で株主総会の招集の通知の発送期限（3(1)）についてA案による場合や、電子提供措置開始日についてB案による上で株主総会の招集の通知の発送期限についてB案による場合には、電子提供措置開始日は株主総会の招集の通知を発送した日となる。
- ② 株主総会の招集の通知の発送期限（3(1)）については、株主総会の日から4週間前までとするA案、株主総会の日から3週間前までとするB案、株主総会の日から2週間前までとするC案を掲げている。
- ③ 書面交付請求があった場合における電子提供措置事項を記載した書面の交付期限（4(2)②）については、現行法の公開会社における株主総会の招集の通知の発送期限と同様に株主総会の2週間前までとしている。当該書面の交付を株主総会の招集の通知に際してしなければならないものとして、当該書面の交付期限と株主総会の招集の通知の発送期限とを合わせることも考えられる（会社法制（企業統治等関係）部会資料|8 別紙4(2)参照）。しかし、株主総会の招集の通知の発送期限についてA案又はB案による上でこのような規律とするときには、書面交付請求をした株主の数が多き株式会社においては当該書面を期限内に交付することが難しくなることも懸念として一応考えられる。そこで、本中間試案のたたき台においては、株主総会の招集の通知の発送期限についていずれの案によるか

を問わず、当該書面の交付期限については、株主総会の日の2週間前までとしている。なお、仮に、株主総会の招集の通知の発送期限についてA案又はB案による場合であっても、取締役は、株主総会の招集の通知に際して電子提供措置事項を記載した書面を交付することができる。

2 第1の後注2

当部会においては、株主総会資料の電子提供制度において、開示用電子情報処理組織（EDINET）を利用することや、これを利用した場合には電子提供措置の調査を不要とすることについて検討すべきであると指摘されているため、これらについても検討する必要がある。

3 第1の後注3

(1) 電磁的方法による提供制度

現行法における株主総会参考書類等の電磁的方法による提供については、株主は、株主総会の招集の通知を電磁的方法により提供をすることを承諾をしていたとしても、株式会社に対して株主総会参考書類及び議決権行使書面を書面により交付することを請求することができるものとされている（会社法第301条第2項ただし書、第302条第2項ただし書）。この規律に対しては、株主総会の招集の通知を電磁的方法により提供することを承諾している以上、株主総会参考書類及び議決権行使書面を書面により交付することを請求することをもはや認める必要はないという考え方があり得る。そのため、会社法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書を削除し、会社法第299条第3項の承諾をした株主は、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとするかどうかについて、検討する必要がある。

(2) みなし提供制度

株主総会資料の電子提供制度とみなし提供制度は、いずれも、株主の個別の承諾を要しないで、株主総会参考書類等に係る情報をウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトのアドレスを通知すれば、株主総会参考書類等の全部又は一部を交付し、又は提供しなくてもよいものとなる点で共通する制度である。このような共通点があることなどを理由に、株主総会の電子提供制度の創設に伴い、みなし提供制度については廃止すべきであるという考え方があり得る。そのため、このような見直しをするかどうかについて検討する必要がある。

第2 株主提案権

1 提案することができる議案の数

【A案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）及び会計監査人（以下第2において「役員等」という。）の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、5を超えることができないものとする。

【B案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、10を超えることができないものとする。この場合において、役員等の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかか

ならず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても同様とするものとする。

【C案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、10を超えることができないものとする。

(注) 定款の変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けるかどうかについては、なお検討する。

2 内容による提案の制限

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しないものとする。

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で会社法第304条の規定による議案の提出及び同法第305条の規定による請求（以下「株主提案」という。）を行ったとき。
- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。
- ④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

(第2の補足説明)

1 提案することができる議案の数

株主が提案することができる議案の数については、当部会において、提案することができる議案の数をいくつまでとするかという論点と、役員等の選任又は解任に関する議案の数をどのように数えるかという論点は、相互に関連する問題であり、別々に議論すべきでないという指摘がされている。そこで、本中間試案のたたき台においては、1のとおり、両論点に関して考えられる組合せとして、A案からC案までの3案を掲げている。

また、定款の変更に関する議案の数え方については、当部会において、株主が一つの議案として提出しようとする議案であっても、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとすべきであるという点において概ね意見が一致している。もっとも、(注)のような明文の規定を設けるべきかどうかについては、その関連性の判断基準の内容をどのように考えるかを整理した上で検討すべきであるという指摘もされている。そのため、この点については、なお検討する必要がある。

2 株主提案権の行使要件及び行使期限

当部会においては、株主提案権の行使要件について、300個以上の議決権という要件を引き上げるべきであるという指摘がされている。また、この点については、株主提案権が導入された昭和56年当時と現在との投資単位（一売買単位当たりの価格）の異同や、実際の提案株主が有していた議決権の状況等を確認した上で検討すべきであるという指摘もされている。そこで、投資単位について比較をしてみると、昭和56年当時の東京証券取引所市場

第一部における投資単位は約41万円（平成28年時点の貨幣価値に引き直した場合において、企業物価指数を基に計算するときは約36万円、消費者物価指数を基に計算するときは約52万円）であったのに対して、平成28年の平均的な投資単位は約26万円である。現在の貨幣価値に引き直して考えた場合に投資単位自体は昭和56年当時と比べると減少しているものの、それほど大幅な減少とまではいえず、また、平成28年時点においても、株主提案権を行使するためには、約7800万円（26万円×300個）の投資が必要であることになるため、個人株主にとってはなお高額であり、現在において株主提案権を行使することができる株主の範囲が広くなり過ぎているという評価をすることは難しいと考えられる。また、平成24年7月から平成28年6月までに開催された株主総会における株主提案に係る提案株主の議決権割合についてしてみると、1%未満（つまり議決権300個以上の要件のみを満たす）の件数は88件、1%以上の件数が71件、不明が42件であり、1%未満の株主による提案が全体の約4割を占めているという調査結果もある（神作裕之責任編集＝財団法人資本市場研究会編「企業法制の将来展望 資本市場制度の改革への提言－2018年度版－」〔飯田秀総〕（財経詳報社，2017年12月公刊予定））。このように、仮に、議決権300個以上という要件を引き上げ、又は廃止する場合には、最大で約4割以上の株主提案が認められないこととなる可能性があり、300個以上の議決権という絶対的基準が設けられた趣旨が、議決権割合の相対的基準のみでは、株主が多数存在する大規模な会社において個人株主が株主提案権を行使することが困難になってしまうことにあることに鑑みると、300個以上の議決権という要件を引き上げることは、その趣旨に反し、株主が多数存在する大規模な会社における個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうことになるおそれがある。

当部会においては、株主提案権の行使期限についても、前倒しすべきであるという指摘がされている。もっとも、株主は、株主提案権の行使時に株主総会の日を正確には知らないのが通常であるので、8週間前という現行の行使の期限を更に前倒した場合には、株主提案権の行使期限が更に早まることとなり、株主提案権を行使する株主にとっては、株主総会における会社提案の内容や行使期限の具体的な時点を予測すること及び株主総会に近接した時期まで会社の状況を見極めた上その状況に応じて株主提案権を行使することが一層困難になるおそれがあると考えられる。

当部会においては、仮に、提案することができる議案の数や、内容による提案の制限について規律を設けるものとする場合には、それらに加えて行使要件及び行使期限を見直すまでの必要はないという指摘もされている。我が国においては、株主提案に係る議案が付議された上場会社の数は、平成28年7月から平成29年6月までの間の株主総会を対象とした調査においても、51社程度にとどまっており、依然としてその数は少ないことからしても、株主提案権の行使要件及び行使期限の見直しについては、慎重な検討を要するものと考えられる。

第2部 取締役等に関する規律の見直し

第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

1 取締役の報酬等

(1) **取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針**

取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、会社法第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が判断した理由を説明しなければならないものとする。

(注1) 「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」としては、例えば、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定に関する方針、業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定に関する方針等も含まれるものとする。

(注2) 一定の場合に「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

(2) **金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め**

会社法第361条第1項第3号を改正し、取締役の報酬等のうち金銭でないものについての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。

① 報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限及び当該株式の交付の条件の要綱

② 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権であるもの又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限

③ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式又は新株予約権であるものを除く。）については、その具体的な内容

(注1) ①の株式の交付の条件の要綱及び②の新株予約権の内容の要綱をどのようなものとするかについては、なお検討する。

(注2) 報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容として決定しなければならない事項（会社法第409条第3項）についても、上記と同様の見直しをするものとする。

(3) **取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任**

【A案】 次のような規定を設け、公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする。

① 取締役会設置会社においては、各取締役（監査委員等である取締役を除く。以下②及び③において同じ。）の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、会社法

第361条第1項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定めなければならないものとする。

② ①にかかわらず、公開会社は、会社法第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部を取締役に委任することができる旨を定めることができるものとする。

③ ①にかかわらず、公開会社でない株式会社の取締役会は、その決議によって、①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部を取締役に委任することができるものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

(後注) 上記のほか、取締役の個人別の報酬等の決定の再一任に関する情報開示の充実については、(5)③参照。

(4) 株式報酬等

【A案】 (2)のような見直しをする場合において、次の①及び②のような見直しをするものとする。

① (2)①の株式を引き受ける者の募集については、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を募集事項として定めることができるものとする。この場合において、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該株式を引き受けることはできないものとする。

② (2)②の新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとする。当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができないものとする。

(注) ①の株式が発行された場合及び②の新株予約権の行使がされた場合における資本金等の計上方法については、どのような方法が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に沿うものかを踏まえて、なお検討する。

【B案】 A案の②のような見直しのみをするものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

((4)の補足説明)

1 A案

当部会においては、取締役への適切なインセンティブを付与するために株式を報酬等として与えることの意義が注目されている近時の状況を踏まえて、現在のようないわゆる現物出資構成によらずに、金銭の払込みを要しないで株式を報酬等として与えることを認めた方が良いのではないかという指摘がされている。

また、新株予約権については、その行使に際して必ず財産の出資をしなければならないと

されているが（会社法第236条第1項第2号参照）、このような規律に対しては、新株予約権をいわゆるストックオプションとして与える場合には、新株予約権の行使に際して財産の出資をすることを要しないものとするを認めてもよいのではないかという考え方もあり得る。

仮に、(2)のような見直しをする場合には、報酬等として与えられる株式又は新株予約権の内容の要綱及びその額又は算定方法については会社法第361条第1項の規定により定款又は株主総会の決議により定められることとなる。A案においては、そのような見直しをすることを前提として、(2)①の株式を引き受ける者の募集については、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を募集事項として定めることができるものとし、(2)②の新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとする案を掲げている。

なお、(注)のとおり、A案の①の株式が発行された場合及び②の新株予約権の行使がされた場合における資本金等の計上方法については、どのような方法が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に沿うものかを踏まえて検討する必要がある。

2 B案

A案の①に掲げるような見直しをすることについては、与えられる株式に議決権があることなどから、不当な経営者支配を助長するおそれがあるため慎重に検討すべきであるという指摘もされている。そのような指摘があることを踏まえて、B案においては、A案の②に掲げるような見直し（新株予約権についての見直し）のみをする案を掲げている。

(5) 情報開示の充実

会社役員報酬等に関する次に掲げる事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

- ① 報酬等の内容に係る決定に関する方針に関する事項
- ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ③ 取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部の再一任に関する事項
- ④ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。）に関する事項
- ⑤ 報酬等の種類ごとの総額

(注) 上記のほか、報酬等の額を個人別に事業報告により開示しなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

2 会社補償

会社補償に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- ① 株式会社は、次に掲げる費用等の全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下「役員等」という。）と締結することができるもの

とする。

ア 次に掲げる事由がある場合には、当該役員等が当該事由により要する費用（相当と認められる額に限る。）

(7) 当該役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたこと。

(8) 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われることとなったこと。

イ 当該役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる損失（当該株式会社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して会社法第423条第1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分を除く。）

(7) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

(8) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該和解に基づく金銭の支払により生ずる損失

② 補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

(注) 補償契約に基づく補償について、次のいずれかのような規律を設けるかどうかについては、なお検討する。

ア 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならないものとする。

イ 補償契約に基づく補償をする旨の決定は、②の決定と同様に、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

ウ ①アの費用についての補償契約に基づく補償は、アによるものとし、①イの損失等についての補償契約に基づく補償は、イによるものとする。

③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項、第423条第3項及び第428条の規定は、取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。

⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該補償契約の相手方

イ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措

置の内容を含む。)

(注) 上記のほか、例えば、次のような事項を事業報告の内容に含めるかどうかについては、なお検討する。

(7) 当該事業年度において、当該役員に責任があることが認められた場合（当該役員等が和解をした場合を含む。）又は当該役員等が法令に違反したことが認められた場合において、株式会社がこれに関して補償契約に基づき①アの費用等を補償したときは、その相手方及び額

(4) 当該事業年度において株式会社がこれに関して補償契約に基づき①イの損失を補償した場合には、その相手方及び額

(2の補足説明)

①イ柱書き括弧書きのように、当該役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社も当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負うときは、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して会社法第423条第1項の責任を負う部分を補償の対象から除外していることに対して、当部会においては、このような除外があると補償することができる場が過度に限定されることになるという指摘がされている。また、このような指摘を踏まえて、業務執行取締役が責任限定契約を締結することができるようにすべきであるという指摘がされている。

他方で、このような除外は、現行法が会社法第423条第1項の責任の免除について厳格な手続を要するものとしていること（同法第424条から第427条まで）との均衡からは必要なものと考えられる。また、業務執行取締役が責任限定契約を締結することができるようにするかどうかについては、当部会において、事前に責任限定契約により業務執行者の責任を軽減することができるようにすることは妥当でないという指摘もされている。そのため、いずれの点についても、慎重な検討が必要である。

3 役員等賠償責任保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規定として、役員等賠償責任保険契約に関する規定を次のとおり設けるものとする。

① 役員等賠償責任保険契約とは、以下のア又はイのいずれかに該当する保険契約をいうものとする。

ア 役員等を被保険者とする損害保険契約であって、被保険者がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの

イ 株式会社を被保険者とする損害保険契約であって、役員等が受けたアの損害を被保険者が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

(注) ただし、一定の種類の保険（例えば、生産物賠償責任保険（PL保険）や自動車賠償責任保険等）に係る保険契約を、役員等賠償責任保険契約の定義から除外

するものとするかどうかについては、なお検討する。

- ② 役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社においては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。
 - ③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。
 - ④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項及び第423条第3項の規定は、次に掲げる役員等賠償責任保険契約については、適用しないものとする。
 - ア ①アの保険契約であって、取締役又は執行役を被保険者とするもの
 - イ ①イの保険契約であって、取締役又は執行役が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの
 - ⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。
 - ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者
 - イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補される損害の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）
- （注） 上記のほか、当該契約における保険金額及び保険料を事業報告の内容に含めるかどうかについては、なお検討する。

（3の補足説明）

1 ①の（注）

株式会社の締結するいわゆる生産物賠償責任保険（PL保険）や自動車賠償責任保険等に係る保険契約において役員等が被保険者とされている場合には、これらの保険契約であっても役員等賠償責任保険契約に該当することとなり得る。これらの保険契約については、対象となる保険事故が限定されていること等に鑑みて、役員等賠償責任保険契約の定義から除外し、新たに設けようとしている規律の対象とはしないものとするかどうかについて、検討する必要がある。

2 ⑤

当部会において、役員等賠償責任保険契約に関する事項を事業報告により開示することに対しては、これにより濫訴や訴額又は和解額のつり上げが惹起される懸念があり、実務上の弊害が生ずるおそれがあるという指摘がされている。他方で、そのような弊害が本当に生ずるおそれがあるといえるかについては疑義を呈し、開示の対象となる事項ごとにその弊害が発生する可能性を検討すべきであるという指摘もされている。また、上場会社の9割以上がいわゆる会社役員賠償責任保険に加入しているという現状に照らすと、役員等賠償責任保険契約を締結している事実等について開示することにした結果直ちに上記のような弊害が生ずるとは考えられないのではないかという指摘もされている。そこで、本中間試案においては、⑤

のとおり、一定の当該役員等賠償責任保険契約に関する事項については事業報告により開示しなければならないものとしている。ただし、保険金額や保険料をも開示するかどうかについては、それによる弊害が生ずる懸念の大きさ等も踏まえながら引き続き検討することが相当であると考えられることから、(注)のとおりに、なお検討することとしている。

第2 社外取締役の活用等

1 社外取締役を置くことの義務付け

【A案】 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

2 業務執行の社外取締役への委託

- ① 株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとする。ただし、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする。
- ② ①により委託を受けた行為をしたことは、会社法第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとする。

3 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

【A案】 会社法第362条第4項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する監査役設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の決定を取締役に委任することができるものとする。

- ① 取締役の過半数が社外取締役であること。
- ② 会計監査人設置会社であること。
- ③ 取締役会が経営の基本方針について決定していること。
- ④ 取締役会が会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決定していること。
- ⑤ 取締役の任期が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。